

副業・兼業人材活用補助金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という。）は、県内中小企業等が、地域外の次条第1号に規定するプロフェッショナル人材を副業・兼業等常勤雇用とは異なる形態で活用する場合に、当該人材が就業場所に移動するために要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) プロフェッショナル人材とは、新たな商品開発・サービスの開発、その販路の開拓や個々の製品・サービスの生産性向上等、具体的なプロジェクトや業務を通して企業の成長戦略の実現に不可欠な人材をいう。特に、社内システムや販促ツールの構築・改修などのデジタル化の推進、デジタルツールを活用した販路開拓、デジタルマーケティング等に従事するプロフェッショナル人材をデジタル人材という。
- (2) 県外副業・兼業プロフェッショナル人材とは、前号に規定のプロフェッショナル人材のうち、県外在住者で、和歌山県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「プロ人材拠点」という。）パートナーシップ協定を締結している副業・兼業人材専門紹介会社（以下「協定連携会社」という。）の仲介によって県内企業へ副業・兼業形態で業務に従事する者をいう。
- (3) 副業・兼業とは、副業・兼業就業者が雇用契約、委任契約又は業務委託契約等に基づき職務や期間を限定して仕事を請負うことをいう。
- (4) 中小企業者とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項の中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、（以下「補助対象者」という。）は、各号すべての要件に該当する者をいう。

- (1) 和歌山県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者であること。
- (2) プロ人材拠点を通じて、前条の要件を満たす県外副業・兼業プロフェッショナル人材を活用する者であること。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。
- (4) 和歌山県税を滞納していない者であること。
- (5) その他、公序良俗に反する事業を行う者など、補助対象とすることが社会通念上不適切と理事長が認めるものでないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が企業の生産性向上や経営課題解決のため、プロ人材拠点の支援によりマッチングした県外副業・兼業プロフェッショナル人材を活用する事業とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金の交付対象としないものとする。

(1) 補助対象事業と同一内容の事業について、他の公的機関から過去に補助金の交付を受けている又は将来補助金の交付を受けることが確定しているとき。

(2) マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業など、専門的な知見・ノウハウを必要としない事業。

(3) 活用するプロフェッショナル人材が、事業主、役員の子親等以内の親族であるとき。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、交付決定の日の属する年度の2月末までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象事業における補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 本補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、副業・兼業人材活用補助金交付申請書（以下、「交付申請書」という。）（別記第1号様式）及び財団理事長（以下「理事長」という。）が別に指定する添付書類をその指定する期日までに理事長に提出しなければならない。

2 交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して提出しなければならない。但し、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第8条 理事長は、前条の申請があったときは、別途制定の要綱に基づき審査委員会を開催する。

2 理事長は、前項の審査委員会の審査結果に基づき、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を行い、交付申請者に補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

3 理事長は、前項の交付決定に当たっては、前条第2項の規定により消費税等仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

- 4 理事長は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、補助金額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする
- 5 理事長は第2項の交付決定に当たっては、補助金の額の千円未満を切り捨てるものとする。
- 6 理事長は、交付決定をする場合において、当該補助金交付の目的を達成するための必要があるときは、条件を付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条第2項の通知を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に、補助金交付申請取下げ書（別記第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったこととみなす。

(補助事業の廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときには、速やかに「副業・兼業人材活用補助金補助事業廃止承認申請書」（別記第4号様式）を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 理事長は、前項の承認を行った場合は、「副業・兼業人材活用補助金補助事業廃止承認通知書」（別記第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、その日から起算して30日を経過した日又は当該日の属する年度の3月10日（当該日が日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、並びに同年12月29日から同年の翌年1月3日までの日の場合は当該日の翌日）のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（別記第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に基づく実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 理事長は、補助事業者から実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、副業・兼業人材活用補助金額確定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の交付請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第14条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 虚偽申請等その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の取消しの決定を行った場合において、その旨を交付決定取消通知書（別記第11号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金に額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 理事長は、前条第1項の規定により取消しを決定した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（別記第12号様式）により遅滞なく理事長に報告しなければならない。

3 理事長は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、本補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、これに関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第17条 理事長は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者へ報告を求め、本補助事業に係る帳簿及び証拠書類、その他補助事業の実施に関する必要な書類や物件を検査できるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第18条 補助事業者は、第8条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、理事長の承諾を得ずに第三者に譲渡したり、又は承継させてはならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

| 補助対象経費 (区分) | 補助対象経費の内容 | 補助率 | 補助 限度額 |
|----------------|--|--|-----------|
| 交通費 | 補助事業に従事するため、県外居住地から就業地（県内に限る）まで公共交通機関等で移動する際の交通費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）。 交通費の算定については、「公益財団法人わかやま産業振興財団の旅費に関する規定等」に準ずる（日当・食卓料は対象外）。 ただし、1回の往復移動に係る交通費の実費負担が1万円未満の場合は、補助対象外とする。 (タクシー利用料、レンタカー利用料、有料道路利用料、燃料費等は対象外である。) | 補助対象経費の 1/2 以内 ただし、 デジタル人材の場合は 補助対象経費の 3/4 以内 | 150 千円 |
| 宿泊費 | 補助事業に従事するため、就業地（県内に限る）で宿泊する際の宿泊費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）。 宿泊費の算定については、「公益財団法人わかやま産業振興財団の旅費に関する規定等」に準ずる。 | | |

※1 交通費、宿泊費ともに1回の往復移動に係る合計金額と「公益財団法人わかやま産業振興財団の旅費に関する規定等」により算出した額とを比較し、低い方を補助対象経費とします。

※2 デジタル人材とは、社内システム（生産管理、販売管理等）の構築・改修、販促ツール（Web サイト、LP 等）の制作・改修、デジタルツールを活用した営業活動、デジタルマーケティング等に従事する人材とします。

別記第1号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

住 所
氏名（※） 印
※法人等の場合は法人等名称、代表者の職氏名

令和 年度副業・兼業人材活用補助金交付申請書

副業・兼業人材活用事業を実施したいので、補助金 円を交付されたく、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第4条項の規定により、下記必要関係書類を添えて申請します。

なお、本申請にあたり同規則第6条第1項に規定する補助金の交付の除外要件に該当することが明らかな場合、同規則同条第2項に規定する補助金の交付の除外要件に該当することが判明した場合、又は同規則第11条第2項の規定に違反した場合には、各条項の規定により補助金の交付の決定が行われず、若しくは同決定の全部又は一部を取り消されても何等異議の申し立てを行いません。

記

関係書類

- 1 補助事業計画書（別記第1号様式別紙1）
- 2 役員名簿（別記第1号様式別紙2）
- 3 業務委託契約等を証する書類（契約書等の写し）
- 4 プロフェッショナル人材が和歌山県外在住者であることがわかる書類
（自動車運転免許証や住民票の写し等）
- 5 県税納税証明書の写し
- 6 誓約書（別記第1号様式別紙3）
- 7 その他理事長が必要と認める書類

| |
|---------|
| 担当者 |
| 部署： |
| 役職： |
| 氏名： |
| TEL： |
| FAX： |
| E-Mail： |

補助事業計画書

1 総括表

| | |
|--------|--------------------------------|
| 補助事業者名 | |
| 代表者名 | |
| 所在地 | |
| 担当者名 | |
| TEL | |
| FAX | |
| E-Mail | |
| 企業の概要 | (設立年月日、資本金、従業員数、業績及び主な取扱品等を記載) |

2 就業計画内容

| |
|---|
| (1) 就業形態 |
| 契約種別 (該当項目にチェックすること) <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 顧問派遣 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 期間の定め無し <input type="checkbox"/> 期間の定め有り (年 月 日 ~ 年 月 日) |

| <p>プロフェッショナル人材 の具体的なミッション</p> <p>(デジタル人材の具体的 なミッション)</p> | | | |
|--|--|----|--------|
| <p>(3) 過去の副業・兼業人材活用事業補助金の当該人材に係る交付実績 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> | | | |
| <p>(「有」の場合) 補助金の交付年度：</p> | | | |
| <p>(4) 利用した(登録)人材紹介事業者：</p> | | | |
| <p>(5) 交付申請額の算定根拠</p> | | | |
| 区分 | 積算 | 小計 | 補助対象経費 |
| 交通費 | <p>起点【〇〇県〇〇市】 終点【〇〇市】</p> <p>①鉄道費等 円× 回＝ 円</p> <p>②航空運賃 円× 回＝ 円</p> | 円 | 円 |
| 宿泊費 | <p>宿泊地【〇〇市】</p> <p>円× 泊＝ 円</p> | 円 | 円 |
| 補助対象経費の合計 | | | 円 |
| <p>補助金交付申請額(補助対象経費の1/2以内) (デジタル人材の場合は補助対象経費の3/4以内) (限度額150千円、千円未満切り捨て)</p> | | | 円 |

別記第1号様式別紙2

役員名簿

(法人名：)

| 役職名 | 氏名（フリガナ） | 男・女 | 明・大・昭・平 年 月 日 |
|-----|----------|-----|------------------|
| | | 男・女 | 明・大・昭・平 年 月 日 |
| | | 男・女 | 明・大・昭・平 年 月 日 |
| | | 男・女 | 明・大・昭・平 年 月 日 |
| | | 男・女 | 明・大・昭・平 年 月 日 |
| | | 男・女 | 明・大・昭・平 年 月 日 |
| | | 男・女 | 明・大・昭・平 年 月 日 |
| | | 男・女 | 明・大・昭・平 年 月 日 |
| | | 男・女 | 明・大・昭・平 年 月 日 |
| | | 男・女 | 明・大・昭・平 年 月 日 |
| | | 男・女 | 明・大・昭・平 年 月 日 |
| | | 男・女 | 明・大・昭・平 年 月 日 |

- (注) 1 役員全員を記載してください。
 2 必要に応じて適宜、行を追加してください。

令和 年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

住 所
氏名 (※) 印
※法人等の場合は法人等名称、代表者の職氏名

誓 約 書

令和 年度において、副業・兼業人材活用補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

(該当する場合は を入れてください。)

- 1 該当のプロ人材は、「和歌山県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「プロ人材拠点」という。）」を通じて、要綱第2条に定義する副業・兼業人材であること。
- 2 当該プロ人材が県内事業所を訪れて業務に従事する場合に、当該プロ人材の移動に要する費用（交通費及び宿泊費）を負担する者であること。
- 3 和歌山県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者であること。
- 4 法令遵守上の問題を抱えている者でないこと。
- 5 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。
- 6 和歌山県税を滞納していない者であること。
- 7 当該補助金の交付を申請・受給するにあたり、要綱等で提供が定められた個人情報をプロ人材拠点に提供することについて、当該プロ人材から承諾のうえ了承します。

第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 印

令和 年度副業・兼業人材活用補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、令和 年度副業・兼業人材活用補助金について、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 この補助金の交付の対象となる事業内容及びこれに要する経費配分は交付申請書の記載のとおりとする。
- 3 補助金交付の条件
 - (1) 補助事業に要する次のいずれかに該当する場合には、速やかに理事長の承認を受けること。
 - ア 補助事業を中止し、又は廃止する場合
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
 - (3) 補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。
 - (4) 補助事業者は、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則及び副業・兼業人材活用補助金交付要綱で定めるところに従わなければならない。

別記第3号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

住 所
氏名（※） 印
※法人等の場合は法人等名称、代表者の職氏名

令和 年度副業・兼業人材活用補助金交付申請取下げ書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた、副業・兼業人材活用補助金の交付申請について、下記の理由により取下げたいので、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付要綱第9条第1項（又は第2項）及び同条第3項の規定により、取下げ書を提出します。

ついては、この届出により標記補助金の交付決定がなかったものとみなされることについて、何等異存ありません。

記

1 取下げ理由

別記第4号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

住 所
氏名（※） 印
※法人等の場合は法人等名称、代表者の職氏名

令和 年度副業・兼業人材活用補助金補助事業廃止承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた、令和 年度副業・兼業人材活用補助金について、下記理由により廃止したいので、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付要綱第15条第1項の規定により、承認申請します。

記

1 廃止の理由

（廃止至った事情変更の状況等わかりやすく記載すること）

2 廃止を決定した日 令和 年 月 日

別記第5号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 印

令和 年度副業・兼業人材活用補助金補助事業中止（廃止）承認通知書

令和 年 月 日付けで中止（廃止）申請のあった、令和 年度副業・兼業人材活用補助金について、副業・兼業人材活用補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおりすることに決定しましたので通知します。

記

令和 年 月 日付けで申請のあった事業は、補助事業廃止承認申請書に記載のとおり廃止とする。

別記第6号様式（第11条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

住 所
氏名（※） 印
※法人等の場合は法人等名称、代表者の職氏名

令和 年度副業・兼業人材活用補助金実績報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた、令和 年度副業・兼業人材活用補助金について、副業・兼業人材活用補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

1 補助金額等

- (1) 利用した協定連携会社
- (2) プロフェッショナル人材の氏名
- (3) 補助対象経費 円
- (4) 補助金実績額 円

2 補助事業の実績

補助事業実績報告書（別記第6号様式別紙1）のとおり

（添付資料）

- 1 補助対象経費を支払ったことを証する書類の写し
- 2 その他理事長が必要と認める書類

補助事業実績報告書

| | |
|---|---------------|
| (1) プロフェッショナル人材の経歴 | |
| 氏名 | |
| 生年月日・年齢 | |
| 現在の居住地 | |
| (2) プロフェッショナル人材を採用し行った事業の概要 | |
| 従事先事業所 | 事業所名： 住 所： |
| 従事部署・役職 | |
| プロフェッショナル人材 (デジタル人材) の ミッションの実績 | |
| プロフェッショナル人材 (デジタル人材) が 自社にもたらした効果 | |
| 自社の今後の取組 | |

| (5) 実績額の算定根拠 | | | | | | |
|--|-----|------|-----|---|----|--------|
| No. | 従事日 | 従事内容 | 区分 | 積算 | 小計 | 補助対象経費 |
| 1 | 月 日 | | 交通費 | 起点【〇〇県〇〇市】 終点【〇〇市】 ①鉄道費等 円× 回＝ 円 ②航空運賃 円× 回＝ 円 | 円 | 円 |
| | | | 宿泊費 | 宿泊地【〇〇市】 円× 泊＝ 円 | 円 | 円 |
| 2 | 月 日 | | 交通費 | 起点【〇〇県〇〇市】 終点【〇〇市】 ①鉄道費等 円× 回＝ 円 ②航空運賃 円× 回＝ 円 | 円 | 円 |
| | | | 宿泊費 | 宿泊地【〇〇市】 円× 泊＝ 円 | 円 | 円 |
| 3 | 月 日 | | 交通費 | 起点【〇〇県〇〇市】 終点【〇〇市】 ①鉄道費等 円× 回＝ 円 ②航空運賃 円× 回＝ 円 | 円 | 円 |
| | | | 宿泊費 | 宿泊地【〇〇市】 円× 泊＝ 円 | 円 | 円 |
| 補助対象経費の合計 | | | | | | 円 |
| 補助金実績額（補助対象経費の1／2以内） （デジタル人材の場合は補助対象経費の3／4以内） | | | | | | 円 |

※適宜、行を挿入してください。

別記第7号様式（第12条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 印

令和 年度副業・兼業人材活用補助金額確定通知書

令和 年 月付けで実績報告のあった、令和 年度副業・兼業人材活用補助金について、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり補助金を確定しましたので通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

別記第8号様式（第13条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

住 所
氏名（※） 印
※法人等の場合は法人等名称、代表者の職氏名

令和 年度副業・兼業人材活用補助金交付請求書

令和 年 月 日付け第 号で確定通知を受けた、令和 年度副業・兼業人材活用補助金ついて、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第19条第1項の規定により、次のとおり交付を請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

（1）金融機関名・本支店名

（2）口座種別・口座番号

（3）口座名義人（名義・フリガナ）

別記第11号様式（第14条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 印

令和 年度副業・兼業人材活用補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定した、令和 年度副業・兼業人材活用補助金について、副業・兼業人材活用補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金額 金 円を取り消す。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。

| | | |
|----------|---|---|
| 交付決定額 | 金 | 円 |
| 今回補助金取消額 | 金 | 円 |
| 補助金額 | 金 | 円 |

- 3 取消し理由

別記第12号様式（第15条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人わかやま産業振興財団
理事長 様

住 所
氏名（※） 印
※法人等の場合は法人等名称、代表者の職氏名

令和 年度副業・兼業人材活用補助金消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け第 号で確定通知を受けた、令和 年度副業・兼業人材活用補助金に係る補助事業の消費税及び地方消費税額が確定しましたので、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則第24条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金の額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）1 別紙として積算内訳を添付のこと。

2 課税事業者の場合であっても、単純に助成金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。